

# 令和元年度

## 総務省 一般会計省庁別財務書類

### 〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 一般会計省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 一般会計省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

# 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成31年 3月31日)	本会計年度 (令和2年 3月31日)		前会計年度 (平成31年 3月31日)	本会計年度 (令和2年 3月31日)
<b>&lt; 資産の部 &gt;</b>			<b>&lt; 負債の部 &gt;</b>		
未収金	4,207	4,584	未払金	47,348	39,117
前払費用	1	1	賞与引当金	3,208	3,214
その他の債権等	2,230,585	2,644,949	退職給付引当金	60,821	55,123
貸倒引当金	△ 24	△ 19	恩給引当金	813,123	645,311
有形固定資産	224,418	230,589	その他の債務等	1,230,658	984,590
国有財産(公共用 財産を除く)	159,513	163,782			
土地	124,053	130,834			
立木竹	97	108			
建物	28,414	26,991			
工作物	6,545	5,656			
航空機	403	192			
物品	64,904	66,806			
無形固定資産	12,574	16,679			
出資金	2,059,817	1,388,072			
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,531,579</b>	<b>4,284,856</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,155,160</b>	<b>1,727,357</b>
			<b>&lt; 資産・負債差額の部 &gt;</b>		
			資産・負債差額	2,376,419	2,557,499
			<b>負債及び資産・ 負債差額合計</b>	<b>4,531,579</b>	<b>4,284,856</b>

## 業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成30年 4月 1日) (至 平成31年 3月31日)	本会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)
人件費	43,254	43,744
賞与引当金繰入額	3,208	3,214
退職給付引当金繰入額	2,170	3,054
恩給給付費	42	31
恩給引当金繰入額	△ 13,956	7,371
補助金等	49,306	65,244
委託費等	78,773	130,688
独立行政法人運営費交付金	36,452	40,615
政党助成費	31,795	31,777
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	15,700,056	15,372,244
庁費等	70,071	90,200
その他の経費	1,942	1,856
減価償却費	22,125	21,208
貸倒引当金繰入額	△ 8	54
資産処分損益	90	127
出資金評価損	-	1,399,402
本年度業務費用合計	16,025,326	17,210,838

## 資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成30年 4月 1日) (至 平成31年 3月31日)	本会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	1,767,257	2,376,419
II 本年度業務費用合計	△ 16,025,326	△ 17,210,838
III 財源	16,598,646	16,661,646
主管の財源	75,380	73,937
配賦財源	16,523,266	16,587,709
IV 無償所管換等	139	△ 4,382
V 資産評価差額	35,701	734,654
VI 本年度末資産・負債差額	2,376,419	2,557,499

## 区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成30年 4月 1日) (至 平成31年 3月31日)	本会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	75,101	73,507
配賦財源	16,523,266	16,587,709
財源合計	16,598,368	16,661,216
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 52,173	△ 53,300
恩給給付費	△ 228,854	△ 191,006
補助金等	△ 49,306	△ 65,244
委託費等	△ 78,773	△ 130,688
独立行政法人運営費交付金	△ 36,452	△ 40,615
政党助成費	△ 31,795	△ 31,777
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	△ 16,025,781	△ 16,032,440
庁費等の支出	△ 91,905	△ 114,117
その他の支出	△ 1,942	△ 1,856
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 16,596,986	△ 16,661,048
(2)施設整備支出		
立木竹に係る支出	△ 0	△ 0
建物に係る支出	△ 591	△ 24
工作物に係る支出	△ 790	△ 143
施設整備支出合計	△ 1,381	△ 168
業務支出合計	△ 16,598,368	△ 16,661,216
業務収支	-	-
II 財務収支		
財務収支	-	-
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 減価償却の方法等

##### ① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

##### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

#### (2) 出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 市場価格のあるもの

会計年度末の市場価格に基づく時価法によって評価している。

##### ② 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

#### (3) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 貸倒引当金

未収金のうち徴収停止等債権については全額、それ以外は債権の種類ごとに未収金の残高に過去 3 年間の貸倒実績率（過去 3 年間の債権平均残高に対する過去 3 年間の不納欠損の年間平均額の割合）を乗じた額を計上している。

##### ② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

##### ③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率 × 平均給与（平均給与上昇率を考慮） × 割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額 × 特別支給率」により算出した額を計上している。

##### ④ 恩給引当金

恩給給付費に係る引当金については、将来給付見込額を受給者見込数、改定率見込、割引率を用いて計算した額を計上している。

#### (4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.3%  
(令和元年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 3.9%  
(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位:百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件	30	東京高裁 令和元年(ネ)第4540号	プライバシー権に基づき、国が原告の個人番号を収集・保存・利用及び提供することを禁止し、原告の個人番号を削除すること等を求めるもの。現在公判中。
マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件	19	大阪地裁 平成27年(ワ)第11996号 平成28年(ワ)第2023号 平成28年(ワ)第2895号	プライバシー権に基づき、国が原告の個人番号を収集・保存・利用及び提供することを禁止し、原告の個人番号を削除すること等を求めるもの。現在公判中。
その他14件 請求金額 34百万円			

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、令和2年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1千万円以上の件名を記載している。

(2) その他主要な偶発債務

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第20条の規定に基づき、次に掲げるものに係る独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の債務を保証している。

- ① 郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払
- ② 旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 27,097百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 87,635百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「資産処分損益」において、物品の処分益5百万円が計上されている。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「未収金」には、返納金債権、損害賠償金債権及び電波利用料債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険料の既支払額のうち、契約期間が未経過の部分の計上している。
- ・「その他の債権等」には、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入に係る未精算額及び財政投融

資特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。

- ・「貸倒引当金」には、1(3)①により算定した、返納金債権、損害賠償金債権及び電波利用料債権等に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎敷地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎敷地上の立木竹を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎建物を計上している。
- ・「工作物」には、主に庁舎建物に係る建物附属設備を計上している。
- ・「航空機」には、航空機を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品（美術品については300万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「無形固定資産」には、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額、ソフトウェア仮勘定及び電話加入権については取得価格で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

#### イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及び未払恩給給付費を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金を計上している。
- ・「恩給引当金」には、恩給給付費に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額及び東日本大震災復興特別会計に引き継がれた退職給付引当金相当額を計上している。

#### ② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付支給時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末との差額を計上している。
- ・「恩給給付費」には、「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」等に対する恩給給付費の支出済額に、未払恩給給付費や恩給引当金の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「恩給引当金繰入額」には、恩給等の支給時に恩給引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末との差額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、分担金及び拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人統計センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「政党助成費」には、「政党助成法」に基づき交付の対象となる政党に対しての交付金を計上している。

る。

- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」には、「区分別収支計算書」の「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第6号）第1条の規定による改正前の「地方交付税法」（以下「旧地方交付税法」という。）附則第4条の2第3項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額の単年度減少額並びに旧地方交付税法附則第4条の2第4項及び第5項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額の単年度減少額の合算額を加算して計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当会計年度に係る額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産の除却等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ・「出資金評価損」には、日本郵政株式会社の出資金の強制評価減による損失を計上している。

#### ③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、許可及び手数料、電波利用料収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、業務支出の合計（支出済歳出額）と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、省庁間等の無償所管換等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く）及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

#### ④ 区分別収支計算書

##### ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、総務省主管の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、業務支出の合計（支出済歳出額）と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び退職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「恩給給付費」には、「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」等に対する恩給給付費の支出済額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、分担金及び拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人統計センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「政党助成費」には、「政党助成法」に基づき交付の対象となる政党に対しての交付金を計上して

いる。

- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく地方交付税交付金、地方特例交付金及び借入金等の利子の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、主に庁舎建物に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、主に庁舎建物における建物附属設備に係る支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

(4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 旧地方交付税法附則第4条の2第1項の規定により、令和2年度以降の各年度分の地方交付税交付金の総額は、当分の間、同法第6条第2項の規定により算定した額に15,400百万円を加算した額とすることとされている。したがって、「当分の間」とされていることから全体の金額を確定することができないため、交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額には含まれていない。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
返納金債権	恩給受給者等	290
損害賠償金債権	恩給受給者等	249
電波利用料債権	無線局の免許人	3,940
延滞金債権	恩給受給者等	103
その他		0
合計		4,584

② その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入に係る未精算額	交付税及び譲与税配付金特別会計	2,644,183	「旧地方交付税法」附則第4条の2第4項及び第5項の規定に基づき、後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額
財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	765	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだもの
合計		2,644,949	

③ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	4,207	376	4,584	24	△ 5	19	徴収停止等債権については全額、それ以外は債権の種類ごとに未収金の残高に過去3年間の貸倒実績率（過去3年間の債権平均残高に対する過去3年間の不納欠損の年間平均額の割合）を乗じた額を計上している。
徴収停止等債権	-	-	-	-	-	-	
履行期限到来等債権	3,916	378	4,295	24	△ 5	19	
上記以外の債権	290	△ 1	289	-	-	-	
合計	4,207	376	4,584	24	△ 5	19	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産（公共用財産を除く）	159,513	716	594	2,849	6,996	163,782
行政財産	159,471	716	594	2,849	6,991	163,734
土地	124,010	-	214	-	6,989	130,786
立木竹	97	10	1	-	1	108
建物	28,414	175	175	1,423	-	26,991
工作物	6,545	530	72	1,347	-	5,656
航空機	403	-	132	78	-	192
普通財産	42	-	-	-	5	47
土地	42	-	-	-	5	47
建物	0	-	-	-	-	0
工作物	0	-	-	-	-	0
物品	64,904	16,075	-	14,173	-	66,806
物品（美術品を除く）	64,879	16,075	-	14,173	-	66,781
美術品	24	-	-	-	-	24
小計	224,418	16,792	594	17,022	6,996	230,589
(無形固定資産)						
ソフトウェア	9,957	6,926	-	4,186	-	12,697
ソフトウェア仮勘定	2,534	2,981	1,616	-	-	3,899
電話加入権	83	0	0	-	-	83
小計	12,574	9,907	1,616	4,186	-	16,679
合計	236,992	26,699	2,211	21,208	6,996	247,269

⑤ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本 年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
○特殊会社							
日本郵政株式会社	1,944,000	723,952	-	-	-	1,399,402	1,268,550
○独立行政法人							
情報通信研究機構							
（一般勘定）	62,132	19,561	-	-	△ 21,234	-	60,458
郵便貯金簡易生命保険管理・ 郵便局ネットワーク支援機構							
（郵便貯金勘定）	17,011	△ 10,711	-	-	16,253	-	22,553
（簡易生命保険勘定）	36,672	△ 35,972	-	-	35,810	-	36,510
合計	2,059,817	696,828	-	-	30,828	1,399,402	1,388,072

イ 市場価格のある出資金の時価等の明細

(単位：百万円)

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表 計上額
日本郵政株式会社	1,500,000,100株	2,667,952	1,268,550	1,268,550
合計	1,500,000,100株	2,667,952	1,268,550	1,268,550

ウ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会計から の出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額 (国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
<b>○独立行政法人</b>									
情報通信研究機構									
(一般勘定)	120,405	59,946	60,458	81,693	81,693	100.00%	60,458	60,458	法定財務諸表
郵便貯金簡易生命保険 管理・郵便局ネット ワーク支援機構									
(郵便貯金勘定)	1,386,772	1,364,219	22,553	6,300	6,300	100.00%	22,553	22,553	法定財務諸表
(簡易生命保険勘定)	4,563,243	4,526,733	36,510	700	700	100.00%	36,510	36,510	法定財務諸表
合計	6,070,421	5,950,899	119,522	88,693	88,693	-	119,522	119,522	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	職員	34
公務災害補償費	遺族及び職員 (退職者を含む)	8
未払恩給給付費	恩給受給者等	39,074
合計		39,117

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	48,311	5,072	2,694	45,934
整理資源に係る引当金	11,981	3,645	362	8,698
国家公務員災害補償年金に係 る引当金	528	46	10	491
合計	60,821	8,764	3,067	55,123

(注1) 退職手当に係る引当金の本年度取崩額5,072百万円のうち39百万円は、令和元年度において東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる減少額である。

(注2) 退職手当に係る引当金の本年度増加額2,694百万円のうち13百万円は、令和元年度において東日本大震災復興特別会計から一般会計に職員が異動したことによる増加額である。

③ 恩給引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
恩給給付費に係る引当金	813,123	182,742	14,930	645,311
合計	813,123	182,742	14,930	645,311

④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高	債務の内容等
交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額	交付税及び譲与税配付金特別会計	984,400	「旧地方交付税法」附則第4条の2第3項の規定に基づき、後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額
東日本大震災復興特別会計への総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	190	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
合計		984,590	

(注) 旧地方交付税法附則第4条の2第1項の規定により、令和2年度以降の各年度分の地方交付税交付金の総額は、当分の間、同法第6条第2項の規定により算定した額に15,400百万円を加算した額とすることとされている。したがって、「当分の間」とされていることから全体の金額を確定することができないため、交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額には含まれていない。

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	総務本省	管区行政評価局	総合通信局	公害等調整委員会	消防庁	合計
人件費	28,707	5,042	8,228	390	1,374	43,744
賞与引当金繰入額	1,833	443	772	38	126	3,214
退職給付引当金繰入額	3,054	-	-	-	-	3,054
恩給給付費	31	-	-	-	-	31
恩給引当金繰入額	7,371	-	-	-	-	7,371
補助金等	57,848	-	-	-	7,396	65,244
委託費等	130,561	-	-	-	127	130,688
独立行政法人運営費交付金	40,615	-	-	-	-	40,615
政党助成費	31,777	-	-	-	-	31,777
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	15,372,244	-	-	-	-	15,372,244
庁費等	84,856	1,020	1,029	53	3,240	90,200
その他の経費	971	407	188	24	264	1,856
減価償却費	11,897	1	4,593	2	4,714	21,208
貸倒引当金繰入額	50	-	3	-	-	54
資産処分損益	△ 5	△ 0	1	△ 0	132	127
出資金評価損	1,399,402	-	-	-	-	1,399,402
本年度業務費用合計	17,171,219	6,915	14,817	509	17,376	17,210,838

## (2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	地方公共団体	4,610	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費に対する補助
個人番号カード交付事業費補助金	市町村	16,948	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定による通知カード及び「個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令」第35条第1項等に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に、通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村（特別区を含む。）が、同省令第37条第1項等の規定により機構に交付する交付金に対する補助
個人番号カード交付事務費補助金	市町村	6,766	個人番号カードの交付事業に伴う市町村（特別区含む。）の実施事務に必要な経費に対する補助
個人番号カード利用環境整備費補助金	地方公共団体	786	消費税率の引上げに伴う反動減対策として2020年度に実施を予定しているマイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施に向けた環境整備事務に必要な経費に対する補助
先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金	民間団体等	51	ICT分野の技術成果を具現化するための支援に要する経費の民間団体等に対する補助
医療研究開発推進事業費補助金	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	500	個人の健康・医療・介護情報をポータブルかつ効率的に管理できる情報連携技術のモデル研究に要する経費に対する補助
情報通信技術研究開発推進事業費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構	1,374	サイバーセキュリティ演習等業務に要する経費の国立研究開発法人情報通信研究機構に対する補助
国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構	97	国立研究開発法人情報通信研究機構の研究施設の整備に要する経費に対する補助
情報通信技術活用事業費補助金	地方公共団体等	483	・地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりに取り組む地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費（機器導入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等にかかる費用）の一部を補助 ・IoT実装モデルの普及展開を推進するため、IoT実装に取り組む地域に対して、初期投資・連携体制の構築等にかかる経費に対する補助
情報通信利用促進支援事業費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構 民間団体等	2,204	情報通信利用促進支援に要する経費の国立研究開発法人情報通信研究機構及び民間団体等に対する補助
放送ネットワーク整備支援事業費補助金	地方公共団体等	3,576	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するために必要な経費に対する補助
放送ネットワーク施設等災害復旧事業費補助金	市町村等	57	平成30年7月豪雨等において被災したケーブルテレビ網等の復旧を支援するため、災害復旧事業に必要な経費に対する補助
情報通信基盤整備推進補助金	地方公共団体等	369	地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施するために必要な経費に対する補助

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
無線システム普及支援事業費等補助金	地方公共団体 公益社団法人移動通信基盤整備協会 民間団体	14,733	電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずるとともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送の受信が困難な者に対する対策を講ずること並びにラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ること等を目的とし、それらに係る対策事業に要する経費の全部または一部の補助
電波利用技術調査費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構	399	「電波法（昭和25年法律第131号）」第103条の2第4項第12号に基づき、電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に必要な経費に対する補助
旧日本赤十字社救護看護婦処遇費等補助金	民間団体	130	民間団体が実施する旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の支給等に必要経費に対する補助
緊急消防援助隊設備整備費補助金	地方公共団体	4,615	大規模災害や特殊災害等に対応する緊急消防援助隊の活動に必要な消防防災設備の整備に要する経費に対する補助
消防・救急体制整備費補助金	地方公共団体	861	G20大阪サミット、ラグビーワールドカップ2019における消防・救急体制の充実強化のため、開催地消防本部以外からの応援部隊の派遣や、NBC等テロ対策資機材の整備等に必要経費に対する補助
消防防災施設整備費補助金	地方公共団体、民間団体	1,324	地方公共団体の消防防災施設（耐震性貯水槽、高機能消防指令センター総合整備事業等）の整備に要する経費に対する補助
消防団設備整備費補助金	市町村等	452	消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等の整備に要する経費に対する補助
<負担金>			
国民保護訓練費負担金	地方公共団体	62	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第168条第2項に基づき、同法第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担
緊急消防援助隊活動費負担金	地方公共団体	80	「消防組織法」第49条第1項に基づき、同法第44条第5項による消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる費用のうち、「緊急消防援助隊に関する政令」第5条に定めるものについては、国が負担
<交付金>			
地域経済循環創造事業交付金	地方公共団体	472	地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付
過疎地域等自立活性化推進交付金	市町村等	690	・過疎地域の活性化を推進することを目的として、過疎市町村等が過疎地域における喫緊の諸問題に対応するために取り組むソフト事業に対して交付 ・過疎地域の自立促進を推進するための集落整備事業等に要する経費に対して交付 ・過疎地域の自立促進を推進するための遊休施設の再整備に要する経費に対して交付 ・過疎集落等を対象に、集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に取り組む事業に対して交付
日本放送協会交付金	特殊法人日本放送協会	3,594	放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送を行うことを要請し、費用は、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担
合計		65,244	

## (3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
在外選挙人名簿登録事務委託費	市区町村	24	「公職選挙法」第263条第4号の2及び「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」第13条の3に基づく在外選挙人名簿登録事務の委託
参議院議員通常選挙執行委託費	地方公共団体 特殊法人日本放送協会 民間企業等	51,408	令和元年7月28日の参議院議員の任期満了に伴う令和元年度執行予定の参議院議員通常選挙の執行の委託
参議院議員通常選挙啓発推進委託費	地方公共団体	266	「公職選挙法（昭和25年法律第100号）」第6条及び「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）」第133条第1項に基づく、令和元年7月28日に任期満了を迎える参議院議員通常選挙の啓発周知等のための委託
衆議院議員及参議院議員補欠等選挙執行委託費	地方公共団体 民間企業等	2,225	国会議員の欠員に伴う、平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙及び衆議院大阪府第12区選出議員補欠選挙、並びに令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選挙区選出議員補欠選挙に係る執行の委託
情報通信技術研究開発委託費	民間企業等	347	情報通信技術の高度化のための研究開発を民間団体等へ委託
情報通信技術研究開発推進委託費	民間企業等 国立研究開発法人情報通信研究機構	4,816	・情報通信分野における研究開発課題を広く公募し、優れた課題について研究開発を委託 ・国立研究開発法人情報通信研究機構に情報通信分野における基礎研究等を委託
電気通信利用環境整備推進委託費	民間団体等	126	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく迷惑メール対策に不可欠な国内外の最新の実態等を的確に把握・分析する業務等を、民間団体等へ委託
電波利用技術研究開発等委託費	民間企業等 国立研究開発法人情報通信研究機構	13,939	・周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発及び電波の安全性に関する評価技術の確立に係り調査研究を委託 ・周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する業務の委託 ・電波伝搬の観測・分析の推進及び高度化に関する業務の委託
平和祈念事業委託費	民間企業等	392	旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用に必要な経費
統計調査地方公共団体委託費	地方公共団体	8,937	・国民の就業、不就業の状態を各月ごとに明確に把握し、失業対策その他各種行政施策の基礎資料を得るための労働力調査やその他、各種人口・経済の経常調査を委託 ・我が国の現況を全国及び地域別、かつ、詳細に調査することにより国及び地方のきめ細かい各種行政施策の基礎資料を得るための周期統計調査を委託
統計調査業務地方公共団体委託費	地方公共団体	70	統計調査員の確保を図るため公募登録制度及び調査に必要な知識を付与するための研修等に要する経費
統計調査事務地方公共団体委託費	都道府県	9,421	「地方統計機構整備要綱」（昭和22年7月11日閣議決定）に基づく統計調査に従事する地方公共団体の統計専任職員に要する経費
政府開発援助統計調査事務地方公共団体委託費	地方公共団体	1	アジア太平洋統計研修所における研修の一部としての実験調査の実施の委託
南極地域観測委託費	国立研究開発法人情報通信研究機構	18	南極地域観測事業における観測、調査を実施するための委託
消防防災技術研究開発委託費	民間団体等	127	消防防災技術研究開発の推進を図るための技術開発の委託

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<b>&lt;交付金&gt;</b>			
国有提供施設等所在市町村助成交付金	東京都市町村	29,140	「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」第1項の規定に基づき、国は、その所有する固定資産のうち、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」第2条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村等に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村等の財政の状況等を考慮して、助成交付金を交付
施設等所在市町村調整交付金	東京都市町村	7,400	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条第1項の施設及び区域（以下「施設等」という。）が所在する市町村等に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付
<b>&lt;分担金&gt;</b>			
国際行政学会等分担金	国際行政学会等	9	国際行政学会等への分担金
アジア地域行政会議等分担金	国際都市・地方政府連合世界組織及びアジア太平洋支部等	1	国際都市・地方政府連合世界組織及びアジア太平洋支部等への分担金
国際電気通信連合分担金	国際電気通信連合	883	国際電気通信連合への分担金
政府開発援助国際電気通信連合等分担金	国際電気通信連合等	239	国際電気通信連合等への分担金
政府開発援助万国郵便連合分担金	万国郵便連合	41	万国郵便連合への分担金
万国郵便連合等分担金	万国郵便連合等	228	万国郵便連合等への分担金
政府開発援助国連アジア統計研修援助計画分担金	国際連合アジア太平洋経済社会委員会	199	国際連合アジア太平洋経済社会委員会への分担金
<b>&lt;拠出金&gt;</b>			
経済協力開発機構拠出金	経済協力開発機構事務局	74	経済協力開発機構への拠出金
国際電気通信連合等拠出金	国際電気通信連合	100	国際電気通信連合への拠出金
政府開発援助アジア・太平洋電気通信共同体等拠出金	アジア・太平洋電気通信共同体	167	アジア・太平洋電気通信共同体への拠出金
万国郵便連合拠出金	万国郵便連合	56	万国郵便連合への拠出金
国際連合統計協力拠出金	国際連合事務局	21	国際連合事務局への拠出金
<b>合計</b>		<b>130,688</b>	

## (4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
国立研究開発法人情報通信研究機構	32,083	「独立行政法人通則法」第46条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の交付
独立行政法人統計センター	8,532	同上
<b>合計</b>	<b>40,615</b>	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入	建物等借受者等	160
納付金	雑納付金	独立行政法人	334
諸収入	許可及手数料	無線局の免許人等	723
諸収入	弁償及返納金	地方公共団体等	1,924
諸収入	電波利用料収入	無線局の免許人	69,549
諸収入	雑入	地方公共団体等	1,246
合計			73,937

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (受)	東日本大震災復興特別会計	△ 5	退職給付引当金	復興庁との職員異動に伴う引当金所管換	
	国土交通省等	297	建物・工作物	他省庁予算にて施設整備したもの	
	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	266	その他の債権等	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産の前年度末残高との差額	
	小計	559			
財産の無償所管換等 (渡)	財務省一般会計	△ 0	建物	財務省へ所管換	
	財務省一般会計	△ 2	工作物	財務省へ所管換	
	財務省一般会計	△ 214	土地	財務省へ引継ぎ	
	財務省一般会計	△ 1	立木竹	財務省へ引継ぎ	
	財務省一般会計	△ 112	建物	財務省へ引継ぎ	
	財務省一般会計	△ 0	工作物	財務省へ引継ぎ	
	東日本大震災復興特別会計	1	賞与引当金	復興庁との職員異動に伴う引当金所管換	
小計	△ 328				
誤謬訂正等	—	11	建物	誤謬訂正等による増	
	—	△ 61	建物	誤謬訂正等による減	
	—	140	工作物	誤謬訂正等による増	
	—	△ 61	工作物	誤謬訂正等による減	
	—	452	物品	誤謬訂正等による増	
	小計	480			
報告漏	—	82	工作物	報告漏による増	
	—	△ 10	工作物	報告漏による減	
	小計	71			
新規登載	—	9	立木竹	新規登載による増	
	—	6	工作物	新規登載による増	
	小計	16			
その他	—	△ 5,182	退職給付引当金、恩給引当金	退職給付引当金、恩給引当金算定において適用する割引率等の変更に伴う差額	
合計		△ 4,382			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産	-	6,996	6,996	
国有財産（公共用財産を除く）	-	6,996	6,996	
行政財産	-	6,991	6,991	
土地	-	6,989	6,989	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	1	1	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
普通財産	-	5	5	
土地	-	5	5	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金	696,828	30,828	727,657	
(市場価格のあるもの)	723,952	-	723,952	時価評価に伴う評価差額
(市場価格のないもの)	△ 27,123	30,828	3,705	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	696,828	37,825	734,654	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入	建物等借受者等	160
納付金	雑納付金	独立行政法人	334
諸収入	許可及手数料	無線局の免許人等	723
諸収入	弁償及返納金	地方公共団体等	1,938
諸収入	物品売払収入	民間企業	5
諸収入	電波利用料収入	無線局の免許人	69,099
諸収入	雑入	地方公共団体等	1,245
合計			73,507

参考情報

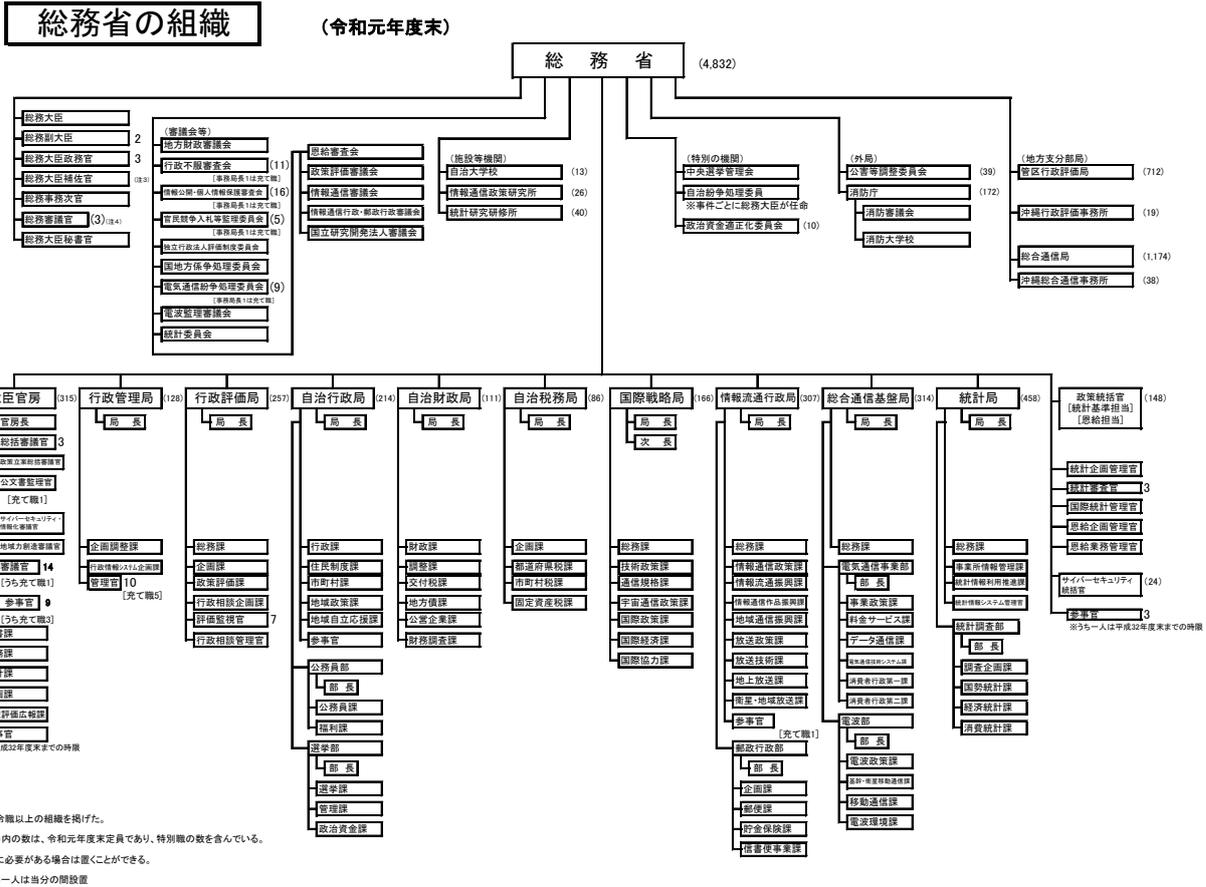
1. 総務省の所掌する業務の概要

総務省は、行政運営の改善、地方行財政、選挙、消防防災、情報通信、郵政行政など、国家の基本的仕組みに関わる諸制度、国民の経済・社会活動を支える基本的システムを所管し、国民生活の基盤に広く関わる行政機能を担っている。

総務省の官房・各局等の名称及び主な所掌事務

官房・局の名称	主 な 所 掌 事 務
大臣官房	省全体の総合調整、政策評価、会計、情報公開・個人情報保護、広報、人事、福利厚生に関すること
行政管理局	行政制度一般の基本的事項の企画立案、行政機関の運営の企画・立案・調整、独立行政法人・特殊法人の審査、独立行政法人の共通の制度の企画立案、行政機関が共用する情報システムの整備・管理、行政機関の個人情報保護・情報公開、独立行政法人等の個人情報保護・情報公開、独立行政法人評価制度委員会
行政評価局	政策評価の基本的事項の企画立案・事務の総括、政策評価（各府省の政策の統一的・総合的・客観的な評価）の実施、各行政機関の業務の実施状況の評価・監視、政策評価審議会、行政苦情の受付・あっせん、行政相談委員に関すること
自治行政局	地方公共団体の組織・運営に関する制度、地方行政に関する政府内の調整、市町村合併、地方における行政改革、住民基本台帳制度、地方自治に関する基本的な政策、地域振興に関する政策、地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方に関すること、地方公共団体の情報化、地方公務員制度、選挙制度、政治資金制度
自治財政局	地方財政制度、地方財政計画、地方交付税、地方債、当せん金付証券、公営競技、地方公営企業、地方公共団体の財政の健全化、特定地域に対する財政措置、地方財政に関する調査・研究・統計、地方公共団体の財政負担に関する関係行政機関等との調整
自治税務局	地方税制度の企画及び立案、譲与税制度、交付金等制度に関すること、法定外普通税・法定外目的税に係る協議及び同意等
国際戦略局	ICT（情報通信技術）分野のうち、技術に関するものの総合戦略の策定・推進、ICT産業の国際競争力の強化、研究開発・標準化、宇宙の研究開発・利用、ICT分野における国際的取決め及び国際電気通信連合等との連絡、総務省の国際関係事務の総括、ICT分野における国際協力
情報流通行政局	ICT（情報通信技術）分野の総合戦略の策定・推進（技術に関するものを除く）、情報通信施設の整備促進、放送の普及・発達、ICT利活用の促進・環境整備、コンテンツ振興、情報リテラシーの向上、情報バリアフリー、郵政事業に関すること、郵便等に関する国際的取決め及び万国郵便連合等との連絡、信書便事業の監督
総合通信基盤局	電気通信事業の規律・競争促進、電気通信サービスにおける利用環境整備、情報通信ネットワークの高度化、非常事態における重要通信の確保、周波数の割当て、電波の監督管理・利用促進、電波利用料制度
統計局	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施等、二次的統計の作成、統計の作成・利用に必要な情報の収集・提供、総務省が実施する統計調査の調整
政策統括官	総務省の所掌事務に関する総合的な政策の企画立案、統計・統計制度の企画立案、統計調査の審査・調整・基準の設定、統計職員の養成の企画立案、国際統計事務の統括、統計の発達及び改善（統計局の所掌に該当するものを除く。）、恩給制度の企画立案、恩給を受ける権利の裁定、恩給の支給
サイバーセキュリティ統括官	情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティの確保、情報の電磁的流通における個人情報の保護、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括
公害等調整委員会	あっせん・調停・仲裁及び裁定による公害紛争の処理、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定、土地収用法に基づく意見の申出等
消防庁	消火の活動・救助活動・救急業務・火災予防・危険物などの消防に関する制度、消防施設の強化拡充、消防職団員の教育訓練、緊急消防援助隊の出動要請など消防の広域的な応援の実施、地震・風水害、原子力・コンビナート災害など各種災害対策、消防防災分野の高度情報化、消防の科学技術に関する研究、国際消防援助隊の派遣、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置、消防・防災分野における国際協力

2. 総務省の組織及び定員



(注1) 政令職以上の組織を掲げた。  
 (注2) ( )内の数は、令和元年度末定員であり、特別職の数を含んでいる。  
 (注3) 特に必要な場合は置くことができる。  
 (注4) うち一人は担当の開設

令和元年7月1日現在

本省	特別職	21	大臣1、副大臣2、政務官3、大臣補佐官1、地方財政審議会委員(常勤)5、大臣秘書官1、行政不服審査会委員(常勤)3、情報公開・個人情報保護審査会事務局(常勤)5
4,621	事務次官	1	1官
	総務審議官	3	3官
	内部部局	310	官房長、総務審議官3、公文書監理官(充職1)、政策立案総括審議官1、サイバーセキュリティ・情報化審議官1、地域力創造審議官1、審議官14(充職1)、参事官(総括整理職)9(充職3)、官房5課1官、審理官1 ※秘書官(特別職)1、事務次官及び総務審議官3はそれぞれの項目に計上。
	2,523	128	2課10官(充職5)
		257	4課8官
		214	2部10課1官
		111	6課
		86	4課
		166	1次長7課
		307	1部13課1官(充職1)
		314	2部11課
		458	1部7課1官
		148	7官
		24	3官
		11	
		16	
		5	
		9	1官
		13	
		26	
		40	
		10	事務局長
		731	行政評価支局、沖縄行政評価事務所、行政評価事務所を含む。
		1,212	沖縄総合通信事務所を含む。
		39	特別職4(委員長1、委員3)、一般職35
外局	211	172	内部部局135、施設等機関37
	総計	4,832	

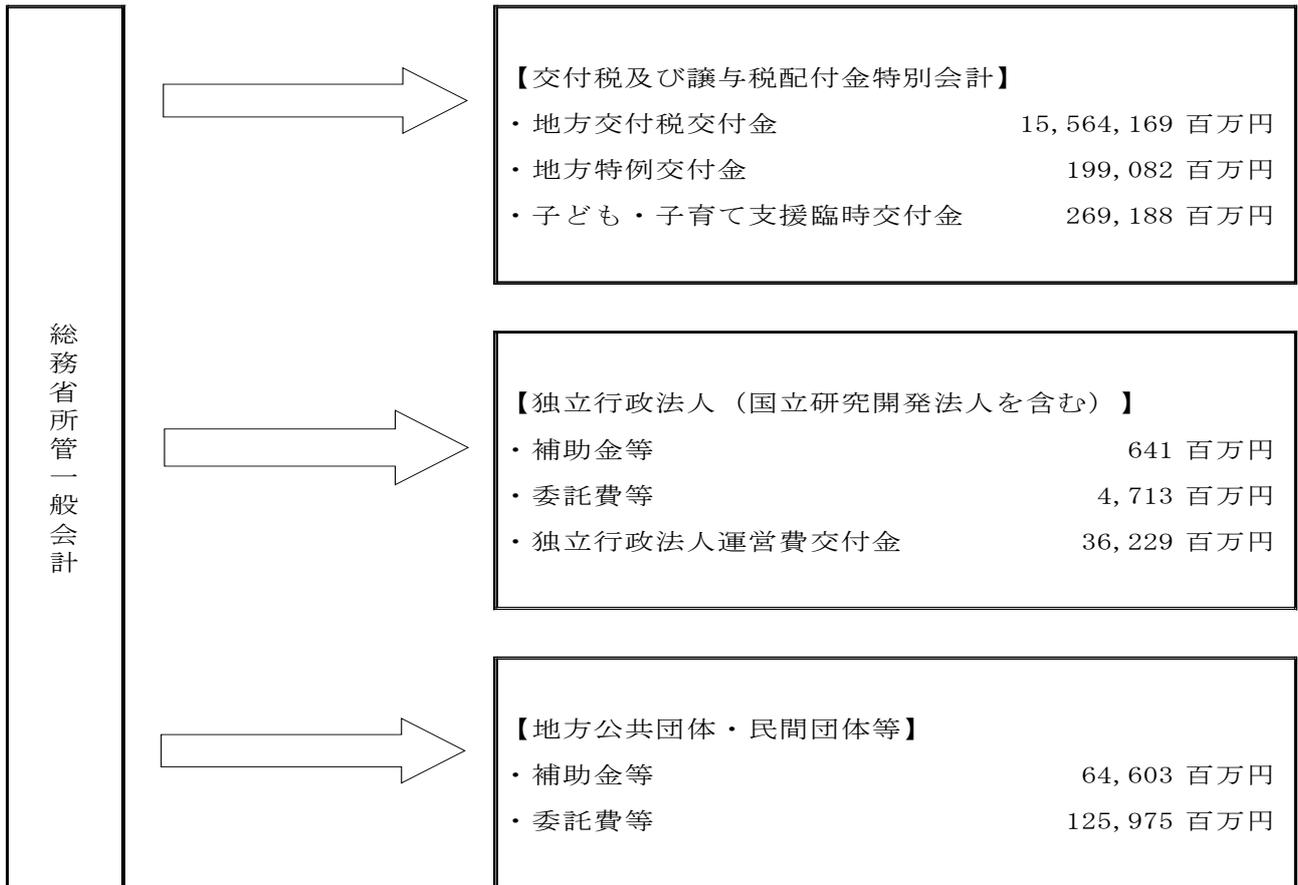
※ 審議会等 … 地方財政審議会、行政不服審査会、情報公開・個人情報保護審査会、官民競争入札等監視委員会、独立行政法人評価制度委員会、国地方係争処理委員会、電気通信紛争処理委員会、電波監理審議会、統計委員会、恩給審査会、政策評価審議会、情報通信審議会、情報通信行政・郵政行政審議会、国立研究開発法人審議会、消防審議会

①定員令上は、上表定員から特別職24人を除く4,808人  
 ※特別職24人 = 本省の秘書官(1)を除く20人+外局(公調委)4人  
 ※本省の秘書官(1)については、総定員法第一条第二項第一号及び第二号の規定により、総定員法及び定員令の対象  
 ②定員規則及び定員規程上の定員は、上記①から公調委(一般職)35人を除いた4,773人

参考 一般会計

4,832 (公調委を除くと 4,793)

3. 総務省所管一般会計における会計・独立行政法人等への財政資金の流れ



4. 令和元年度一般会計の歳入歳出決算の概要

(1) 歳入

歳入予算額 812 億 57 百万円に対し、収納済歳入額は、735 億 07 百万円であり、差引き 77 億 49 百万円の減少となっている。

収納済歳入額の主なものは、

電波利用料収入	690 億 99 百万円
返納金	19 億 25 百万円
雑収	12 億 38 百万円

である。

(2) 歳出

歳出予算現額現額 16 兆 7,602 億 20 百万円に対し、支出済歳出額は 16 兆 6,612 億 16 百万円、翌年度繰越額は 661 億 49 百万円であり、不用額は 328 億 54 百万円となっている。

支出済歳出額の主なものは、

交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	16 兆 324 億 40 百万円
内訳	
地方交付税交付金	15 兆 5,641 億 69 百万円
地方特例交付金	1,990 億 82 百万円
子ども・子育て支援臨時交付金	2,691 億 88 百万円
恩給関係費	1,919 億 33 百万円
科学技術振興費	542 億 32 百万円
その他の事項経費	3,826 億 09 百万円

である。

## 5. 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>8,581,052 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>365,818 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>61,381 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>361,902 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>6,461 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>2,623 億円</u>